

## 財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会

[法人の概要]

平成16年7月1日現在

代表者名	理事長 加藤浩一(非常勤)	所管部(局)課	農林水産部 農地局 農地整備課	
所在地	水戸市中河内町958-1	電話番号	029-227-0311	
ホームページURL	-	E-mailアドレス	-	
資本金(基本財産)	600,000千円	設立年月日	平成6年3月25日	
主な出資者	出資順位	出資者名	出資額	出資比率
	1	茨城県	300,000千円	50.0%
	2	茨城町	63,540千円	10.6%
	3	ひたちなか市	59,010千円	9.8%
	4	水戸市	53,010千円	8.8%
	5	内原町	30,510千円	5.1%
	その他	8団体	93,930千円	15.7%
設立的	基金協会は、那珂川沿岸農業水利事業の管内12市町村、約5,500haの受益地における営農を改善する施策活動を推進し、地域農業の活性化に寄与すると共に、国営及び国営関連事業を推進し、併せて積立金運用による地元負担金の軽減対策により農家経済の安定を図る事を目的としている。基金協会の活動は地域農業の発展を目指すものであり、県・市町村行政と一体的に活動する必要性を持っている。			

[事業の概要]

事業名	平成16年度事業費	内容
事業1 営農改善の施策活動推進事業	1,200千円	地域農業用水確保の為に推進対策活動:那珂川沿岸農業水利事業に対する意欲の高揚を図る為、那珂川沿岸地域用水営農推進会議講演会の開催。産地化育成対策:管内12市町村における産地化推進の為に、県内の優良地区視察研修を実施。利水技術の研究:用水営農推進策として用水作物の関連団体等への助成対策。以上の内容により、本事業地区の産地化推進に大きく寄与した。
事業2 土地改良事業推進対策事業及び事業母体の強化育成対策事業	18,117千円	1.那珂川沿岸農業水利事業の推進を図る為、推進協議会に対し推進費の助成。(国営事業の早期完成の為に推進活動 国営関連事業に対する推進体制の確立 事業推進に伴う関係機関との協力体制と推進会議の開催。)2.事業の管理母体である土地改良区の適正運営の為に、管理運営費及び関連事業農家償還金負担分を助成。以上の内容により、国・県関係機関との連絡調整により関係12市町村・土地改良区に啓発推進が図られると共に、土地改良区の事務事業が着実に実施運営された。
事業3 農家負担軽減対策積立事業	158,514千円	事業による農家負担軽減対策を推進するため、国営第1期事業に対する5%、国営第2期事業に対する10%を合わせて積立運用する。以上の内容により積立金運用利子等により負担金の償還と農家負担軽減対策が図られた。

[組織]

7月1日現在の人数	平成14年			平成15年			平成16年			
	県派遣	県OB		県派遣	県OB		県派遣	県OB		
役員	常勤理事	1	1	0	1	0	1	1	0	1
	非常勤理事	13	0	0	13	0	0	12	0	0
	常勤監事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤監事	3	0	0	3	0	0	3	0	0
	計	17	1	0	17	0	1	16	0	1
職員	管理職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般職	3	0	1	2	0	0	2	0	0
	臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	嘱託職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	1	2	0	0	2	0	0
当期常勤職員の年齢構成	20代以下	30代		40代	50代以上	合計	平均年齢	平均勤続年数		
		1	1		2	36歳10月	9年9月			

[収支の状況]

財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会

(単位:千円)

区 分		平成13年度	平成14年度	平成15年度
収 支 の 状 況	収入合計	291,720	225,899	154,359
	事業収入	291,702	225,875	154,333
	事業外収入	18	24	26
	支出合計	291,627	226,490	152,621
	事業支出	291,285	226,099	152,250
	事業外支出	342	391	371
	うち管理費	13,812	16,970	13,983
	うち人件費	13,577	16,918	13,627
	当期収支差額	93	-591	1,738
	正味財産増加額	262,106	192,152	123,050
	正味財産減少額	342	390	1,798
	当期正味財産増減額	261,857	191,171	122,990
	前期繰越正味財産	2,251,719	2,513,576	2,704,747
期末正味財産	2,513,576	2,704,747	2,827,738	
財 産 の 状 況	資産	2,515,725	2,707,286	2,830,648
	流動資産	5,355	4,764	6,503
	固定資産	2,510,370	2,702,522	2,824,145
	負債	2,149	2,539	2,910
	流動負債	0	0	0
	うち短期借入金	0	0	0
	固定負債	2,149	2,539	2,910
	うち長期借入金	0	0	0
正味財産	2,513,576	2,704,747	2,827,738	

[財的関与の状況]

(単位:千円)

区 分		平成13年度	平成14年度	平成15年度
財 的 関 与 状 況	補助金	9,437	12,687	9,425
	委託金	0	0	0
	貸付金	0	0	0
	計	9,437	12,687	9,425
	財政的関与の割合(%)	3%	6%	6%
	損失補償・債務保証			

[平成15年度の補助金等の目的・内容等]

支 出 項 目	目 的 ・ 内 容 ・ 効 果
補助金	(那珂川沿岸土地改良事業総合推進対策費及び那珂川沿岸地域営農対策事業費) 営農活動施策推進事業としてモデル地区現地研修・実演会、営農推進講演会を通じ事業に対する意欲の高揚と推進に大きく寄与した。 土地改良推進対策事業として那珂川沿岸農業水利事業推進協議会の活動において国営・関連事業推進事業業務を実施に大きく寄与した。 事業母体強化育成対策事業・農家負担軽減対策の検討を行い、事業母体である土地改良区の強化育成にあたった。
委託金	なし
貸付金	なし

[評点集計]

評価の視点	評価項目数	評点	満点	得点率
計画性	4	6	8	75.0%
目的適合性	5	13	14	92.9%
組織運営の適正性	4	7	8	87.5%
健全性	11	22	40	55.0%
効率性	8	-1	28	-3.6%
合計	32	47	98	48.0%

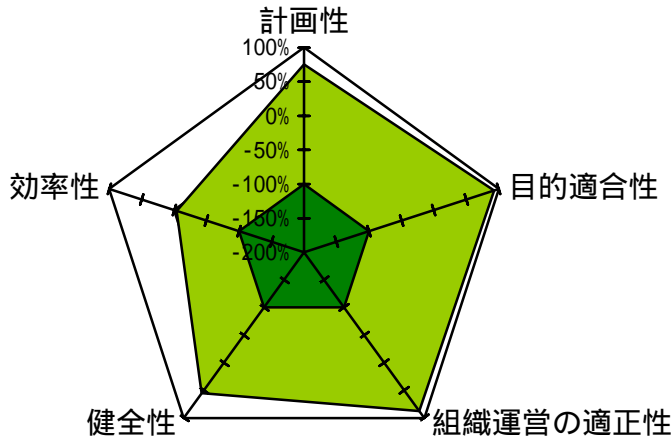
公益法人会計用

財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会

警戒指標

--

経営評価レーダーチャート



(評価の視点)

計画性	経営目的、経営方針が各種計画に反映され、計画・実行・見直しが行われているか
目的適合性	法人が行っている事業と当初の設立目的が適合しているか
組織運営の適正性	組織、人事、財務等の内部管理体制が適切に整備・運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切か
健全性	法人の財務体質が健全であるか、また、各事業の採算性がとれているか
効率性	組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているか

各評価項目については、「出資法人等経営評価指標及び評価基準等」を参照

[総合評価]

取組みを強化すべき視点	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">計画性</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">目的適合性</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">組織運営の適正性</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">健全性</div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">効率性</div> </div>
総合的所見等	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">概ね良好</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">改善の余地がある</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">緊急の改善措置が必要</div> </div> <p>第1期事業が平成20年度に完了することに伴い、事業負担金の償還が必要となることを踏まえ、資金の運用については計画的に対応し、負担金の軽減という設立目的を踏まえ、一層の効率的な執行に努められたい。</p>
総合的所見等に係る対応	<p>事業費積立金の運用管理について今後もより堅実有利な運用に努めるよう指導助言を行う。また、負担金の軽減という設立目的から、今後とも効率的運営に努めるよう指導する。</p>

< 財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会 から県民のみなさまへ >

本基金協会は、国営那珂川沿岸農業水利事業並びに附帯かんがい排水事業を通じて管内8市町村、5,500haに及び受益地において、地域農業振興を図るとともに、農家負担の軽減対策を行っております。

事業の早期完成による安定した農業用水を確保し、一日も早い農産物の安定生産と高収入農業の実現が図れます様、皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

平成17年2月 理事長 加藤 浩一

[法人の自己評価(経営概況, 経営上の課題, 対策等)]

計画性	目的適合性	組織運営の適正性	健全性	効率性
基金協会寄付行為に基づく各種事業については、各年度毎に理事会・評議員会にて協議、議決された上で計画的に進められており、適当と考える。	用水不足を来している那珂川沿岸の農地に安定した用水を確保供給し、地域農業の振興を図るための各種事業の推進と、地元負担軽減のための資金造成を行うものであり、適合性は妥当と考える。	少人数での組織運営であるが、各自目的意識を持った上で適正に職務を遂行している。更に、情報公開規程により公正な運営に努め適正と考える。又、当協会を軸に那珂川沿岸農業水利事業推進協議会・那珂川沿岸土地改良区が連動し各分野を機能的に活動している。	国・県営事業の円滑な推進とその効果の早期発現の為、各種事業を展開しており適正と考える。しかし、基金協会設立時と比較し、社会・経済状況は悪化、基金の運用益は減少し、必ずしも運営上健全とは言えないが限られた予算の中で適正な事務執行に努力している。	当基金協会の設置目的は、国営事業を核とした地域農業振興の為の普及啓蒙等であり、収益を目的としておらず、効率性についての判断は困難である。しかし、各種事業を着実に行う事により、効果の早期発現を図り、よって茨城農業改革の目的に沿った農業発展に寄与することとなる。
今後の事業展開の方向	那珂川沿岸の優良農地の生産性を更に向上させ、地域農業振興を図る為、国営農水事業並びに付帯灌漑排水事業が着工し現在継続中である。農業を取り巻く状況は一段と厳しさを増し、農家の意欲も低迷している。用水を有効活用した農産物の安定生産と高収入農業の実現は、茨城農業の改革目的でもあり本地域農業の課題でもある。事業着工以来10年以上が経過し、受益地域の現状を踏まえ、国にて事業内容の見直し作業が進行中である。当協会でも、国・県・団体営事業の円滑な推進を図ると共に、従来の受益地に加え、那珂川よりの取水に支障を来している5土地改良区約3,000haの用水施設を改修し共同利用することで効率的な施設整備が可能となり、さらに将来の広域的な農業用水を一体的に管理することにより、安定した農業経営が実現できるものと考え、これらが早期に完成し、一日も早い効果が発現できる様、各種事業の内容を充実させ着実に遂行して参りたい。			

[法人を担当する課の意見]

計画性	目的適合性	組織運営の適正性	健全性	効率性
協会の事業は、各年度毎に理事会・評議員会にて協議、議決された上で計画的に進められており、適当と考える。	国営事業の地元負担金は事業完了の翌年度から15年利息5%の元利均等払(2年据置15年)が原則のところ、あらかじめ負担金相当額を積立一括償還を行い金利負担を無くし、また、基本財産の果実でもって普及啓発を行うことであり妥当と考える。	少人数での組織運営で協会を軸に、那珂川沿岸農業水利事業推進協議会・那珂川沿岸土地改良区と連動し各分野を機能的に活動しており、各自目的意識を持った上で適正に職務を遂行している。更に、情報公開規程により公正な運営に努めており適正と考える。	基金協会の事業費は基本財産の果実などで運営されることとなっているが、設立当時の予想運用益は確保できていない。低金利が続くなか、国債や県債等で財産の運用を図っている。事業推進のための市町村負担金と県の補助もあり、所期の事業を推進する体制は変わらない。	基金協会の設置目的である事業費積立は、国営事業完了時に繰上償還を行うことであり、運用財産の果実も償還に充当される。普及啓発事業は基本財産の運用益と市町村負担金等で成り立っている。収益事業は全く行っていないので、事業費に占める管理費の割合が高くなってしまふ。
第三次行財政改革大綱に係る取組状況	<p align="center"><b>推進事項</b></p> <p>(当該団体に関係する行革大綱の推進事項を転記する。)</p> <p>具体的な推進事項なし。</p> <p align="center"><b>取組み状況</b></p> <p>(左記の推進事項に対する取組状況及び今後の方向について記入する。)</p> <p>現職県職員の法人役員兼任の縮減</p> <p>平成16年度以降、茨城県職員兼職の理事は1名のみとした。</p>			
法人担当課の意見	<p>基金協会と関連する土地改良区や推進協議会の役割について再確認させ、改良区については統合も検討することとなった。基金協会の主たる事業目的である地元負担金軽減対策については、国営事業の1期地区が平成20年度完了予定であり、21年度に一部繰上償還も予定され、償還額を考慮した今後の積立金の運用方法について新たな手法を検討させる必要が生じる。</p> <p>行革大綱の取組として、16年度以降県職員兼職役員については1名のみとし、必要最小限の人数とさせた。</p>			